

1

基本理念

石川県男女共同参画推進条例第3条に掲げる6つの基本理念は、県をはじめ、県民、事業主のすべてが大切にしなければならない男女共同参画推進に当たっての基本的な考え方です。県はこの基本理念に則り、総合的かつ計画的に推進を図ることが必要です。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 妊娠、出産その他の生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の動向の勘案

2

石川がめざす男女共同参画社会

「男女が共に活躍できる石川へ - 3つのCの実現 -」

男女が共に活躍できる石川へ - 3つのCの実現 - に向け、意識のチェンジ (Change)、あらゆる分野へのチャレンジ (Challenge) を促進し、あらゆる場面で活躍するチャンス (Chance) の拡大につなげます。

3つのC

チェンジ (Change) : 変革

男女が共に意識をチェンジ (Change) し、多様な価値観を認め合う。

チャレンジ (Challenge) : 挑戦

男女が共に個性と能力を発揮し、あらゆる分野にチャレンジ (Challenge) する。

チャンス (Chance) : 機会

男女が共にその責任を分かち合い、あらゆる場面で活躍するチャンス (Chance) が広がる。

3 基本的視点

条例の基本理念に則り、「男女が共に活躍できる石川へ - 3つのCの実現 -」に向け、次の4つの基本的視点に基づき施策の推進に取り組みます。

(1) 社会のあらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進

女性が個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野の意思決定過程に参画することが必要です。

(2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の推進

働くことを希望するすべての人が、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方を選択・実現できることが必要です。

(3) 人権が尊重される社会の形成

女性等に対するあらゆる暴力を根絶し、一人ひとりの人権が尊重される社会を形成することが必要です。

(4) 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現には、あらゆる人々が固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方などにとらわれることなく、男女共同参画の意義を理解することが必要です。